

(電子メール施行)
高 第 1782 号
令和3年10月20日

各市町 介護保険主管課長 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

「通いの場」の全面再開と介護予防の更なる促進について（依頼）

平素は、本県の高齢者福祉施策にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

住民主体の「通いの場」については、令和3年9月30日付けのメールにて継続して一部自粛をお願いしておりました。

このたび令和3年10月21日をもって、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の解除後の県独自措置も解除されることとなりました。一方で、これまでの長期にわたる外出自粛により、「コロナフレイル」が懸念されています。

こうした状況を踏まえ、いわゆる「通いの場」の再開・介護予防の更なる促進につき、以下のとおりお願いいたします。

記

1 感染防止に留意した積極的な「通いの場」の再開支援

全ての「通いの場」の活動について、感染予防対策を徹底の上、再開されるよう支援をお願いいたします。なお、大声（合唱やカラオケ等）や飲食（会食、茶話会等）を伴う活動の自粛も解除いたしますが、感染予防対策が特に徹底されるよう併せて支援をお願いいたします。

<参考> 「通いの場」の活動を行う上で注意すべきポイント（令和3年10月改定）

2 介護予防の取組の更なる促進

コロナ禍での過剰な外出自粛により、特に「独居かつ社会参加の機会がない」高齢者においてフレイルのリスクが高くなるとされています。「コロナフレイル」のリスクが注目されているこの機会に、これまでより一層、住民の介護予防の取組への参加が進むよう、介護予防の必要性について住民へ啓発いただきますようお願いいたします。

<参考> 「コロナフレイルについて」

- ・ 地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター研究所
「<プレスリリース> 「コロナ禍では男性・高齢であるほど社会的孤立に陥りやすく、孤独感に深刻な影響：約3万人への全国調査にて判明」

<https://www.tmgig.jp/research/release/2021/0819.html>

- ・ 公益財団法人 長寿科学振興財団「健康長寿ネット」
「With コロナ時代のフレイル対策―日本老年医学会からの提言―」

<https://www.tyoju.or.jp/net/topics/tokushu/covid-19-frailty-taisaku/frailtytaisaku-nihonronenigakukaiteigen.html>

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課 地域包括ケア推進班 橋本 TEL：078-341-7711（内線2941）、FAX：078-362-9470 E-mail：Aya_Hashimoto@pref.hyogo.lg.jp
--